

日常生活用具の給付 ～申請から給付までの流れ～

申請に必要な書類

- ・日常生活用具交付申請書(福祉課窓口でお渡ししています)
- ・見積書
- ・カタログのコピー(できれば) ※ストマ申請の方は不要

① 申請書類の準備

希望の商品や取扱業者を探して、見積書の作成とカタログの写しをいただけるようご依頼ください。

② 申請

小諸市役所福祉課へ申請書と併せてご提出ください。もし、業者から直接福祉課に見積書が届く場合には、対応した職員へそのようにお伝えください。

なお、申請書は、申請時に窓口でご記入いただいても構いません。

③ 給付決定

給付が決定いたしましたら、申請者様宛に「日常生活用具 給付 決定通知書」を送付いたします。また、それと同時に、業者宛に「日常生活用具 給付委託通知書」「日常生活用具 給付券」をお送りいたします。

決定までにお時間をいただくことがありますので、お早めの申請をお願いいたします。

④ お支払い・商品引き渡し

通知が到着後、業者より連絡がありましたら、お支払いをし、用具を受け取りください。

お支払いいただく額は、「日常生活用具 給付 決定通知書」にある「利用者負担額」となります。もし、利用者負担額が 0 円の場合は、お支払いの必要はありません。

引き渡しの際、「日常生活用具 給付券」という用紙に、氏名・引き渡し日のご記入と押印をお願いしております。印鑑は、認印やシャチハタで構いませんので、ご用意をお願いします。

〈ストマ・紙おむつを申請される方へ〉

・ストマや紙おむつを申請される方は、一度に 6 か月分まで申請できます。

なお、申請期間は、申請開始月の前月から当月までとなっておりますのでご注意ください。(例:10月～3月の申請の場合には、9月1日～10月31日まで)

・4 月分以降は、制度の特性上、給付の決定が新年度に入ってからとなりますのでご承知おきください。

※日常生活用具の種類、対象者など、詳しい内容につきましては、下記までお問合せください。

小諸市役所 福祉課 福祉係 電話 0267-22-1700 内線 2146